

名称	広島市基本構想素案及び第6次広島市基本計画素案に対する市民意見募集
趣旨	<p>広島市総合計画は、広島市の様々な分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を定めるものであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。広島市では、これらを基に毎年度の予算を編成し、具体的な施策を進めています。</p> <p>現在、広島市では、現行の第5次基本計画の計画期間が令和2年度（2020年度）で満了するため、新しい基本構想と令和12年度（2030年度）までを計画期間とする第6次基本計画の策定に取り組んでいます。</p> <p>この度、新しい基本構想及び第6次基本計画の素案を取りまとめましたので、これに対する市民意見募集を行ったものです。</p>
意見募集期間	令和2年（2020年）1月23日（木）から2月14日（金）まで（必着）
結果の公表日	令和2年（2020年）5月15日（金）
提出された御意見の要旨とそれに対する本市の考え方	<p>広島市基本構想素案及び第6次広島市基本計画素案に対する市民意見については、41件（17人）の御意見を頂きました。提出された御意見の要旨とそれに対する本市の考え方は別添のとおりです。</p>
問合せ先	<p>企画総務局 企画調整部 政策企画課（市役所本庁舎11階）  〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  Tel：082-504-2835 Fax：082-504-2029  Email：sougou@city.hiroshima.lg.jp</p>

## 広島市基本構想素案及び第6次広島市基本計画素案に対する市民意見募集の結果

### 1 募集期間

令和2年(2020年)1月23日(木)から2月14日(金)まで

### 2 応募件数

41件(17人)

### 3 御意見への対応

御意見への対応	件数
(1) 意見の趣旨が基本構想と基本計画の答申内容に反映されたもの	2件
(2) 既に意見の趣旨が基本構想と基本計画の素案に盛り込まれているもの	8件
(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にしたりするもの	31件
計	41件

#### 4 意見要旨等

##### (1) 意見の趣旨が基本構想と基本計画の答申内容に反映されたもの

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
1	構想 P2 都市像	「国際平和文化都市」として世界から認められるためには、様々な国や宗教、慣習、イデオロギー等を超越した都市として、世界中の人々が安心してストレスなく訪れることのできる「多様性に対応できる都市」にする必要がある。	御意見を踏まえ、都市像において、多様性に関する記載を追加しました。
2	計画 全体	達成を目指すSDGsをもっと幅広く設定してはどうか。	SDGsについては、御意見等を踏まえ、目標の関連付けを改めて精査し、第2章第1節第1項「都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進」など20の節・項において、目標を追加しました。

(2) 既に意見の趣旨が基本構想と基本計画の素案に盛り込まれているもの

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
1	計画 P9～10 「ヒロシマの心」 の共有の推進	基本方針「「迎える平和」の推進」において、サミットやG20、APECクラスの国際会議を誘致することを記載すべきである。	第1章第2節の基本方針「「迎える平和」の推進」に記載しているとおり、NPT再検討会議などの国際会議の誘致に取り組むこととしています。国際会議としては、核保有国を含む各国政府代表が一堂に会し、核兵器不拡散条約（NPT）の運用を検討するNPT再検討会議を、その代表的な例示として記載しており、この「NPT再検討会議など」の「など」に各国為政者等が参加する様々な国際会議が含まれています。今後とも、こうした国際会議の誘致に取り組むことにより、「迎える平和」を推進していきたいと考えています。
2	計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築 計画 P18～19 観光の振興 計画 P28～29 広島広域都市圏の 発展への貢献	広島広域都市圏内での移動には、二次交通の利用が不可欠であり、観光客の多くが広島駅を経由するため、ハブ機能の充実を図る施策を展開すべきである。第2章第3節の基本方針「広域周遊観光の取組の推進」において、「広島市が観光客動線のハブ機能の役割を果たす。」と記載すべきである。	第3章第3節の基本方針「「ローカル経済圏」の構築等」や第2章第1節第2項の基本方針「公共交通の充実強化」に記載しているとおり、圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域的公共交通網等の充実強化を図るとともに、広島駅、西広島駅における交通結節点整備などの交通機関相互の乗換利便性の向上や、JR、アストラムライン、路面電車、バス等の機能強化などに取り組むこととしています。御意見の趣旨はこの中に含まれていますが、今後とも、交通結節点整備などを進め、公共交通ネットワークの更なる強化に取り組んでいきたいと考えています。
3	計画 P17～18 農林水産業の振興	豊かな時代になると人口が増え、人は楽な仕事へ流れるので、食料の生産が減り、その結果、戦争が起こる。文化や福祉だけでなく、農林水産業にも常に関心を持った市政にしなければならない。	第2章第2節第3項の「現状と課題」に記載しているとおり、本市の農林水産業は、健康で豊かな市民生活を維持する上で、重要な役割を果たしていると認識しており、同項において、農林水産業を守り育てるための基本方針を掲げています。今後とも、この基本方針に基づき、農林水産業の振興を図っていききたいと考えています。

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
4	計画 P18～19 観光の振興 計画 P55 計画の推進に当たって	民間企業の I C T 技術が進展する中、こうした民間のサービスを効果的に活用し、取り込むことにより、観光客の利便性が向上するだけでなく、広島市の経費の削減や効率の向上が見込めるため、基本方針「広域周遊観光の取組の推進」において、「国内外の観光客に利用されている民間のインターネットサービスの活用を積極的に行う。」と記載するべきである。	第 2 章第 3 節の基本方針「広域周遊観光の取組の推進」や第 3 部「2 持続可能な行政経営の推進」に記載しているとおり、インターネットなどを通じ、他者や社会へ一定の影響を与えるインフルエンサー等を活用して圏域内の観光情報を発信するとともに、市行政全体を俯瞰した全体最適の視点を持ちつつ、民間の活力やノウハウ、I C T 等の先進的な技術など、社会経済環境の変化に対応するための様々な取組を、本市と圏域の特性を生かして巧みに取り込んでいくこととしており、御意見の趣旨はこの中に含まれています。
5	計画 P18～19 観光の振興 計画 P55 計画の推進に当たって	基本方針「誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進」において、「「食」をテーマとした観光キャンペーンの実施」との記載があるが、10 年間の計画であるため、テーマを「食」に限定せず、「「食」など」にした方が良い。また、例示として示されている取組は、10 年以上前から示されているが、目立った成果が見受けられないため、「あわせて実施対象の拡大や手法の高度化を図る。」と記載するべきである。	第 2 章第 3 節の基本方針「誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進」における「「食」をテーマとした観光キャンペーンの実施」はあくまでも例示であり、観光キャンペーンについても「食」だけに限定したものではありません。このため、例示の末尾に「等（豊かな自然を生かした観光プログラムの開発等）」を記載しており、御意見については、この「等」に含まれています。また、実施対象の拡大や手法の高度化については、第 3 部「2 持続可能な行政経営の推進」に記載しているとおり、施策展開の成果についての検証や必要に応じた改善を行うことにより、市民サービスの更なる充実と行政運営の持続性の確保を図ることとしており、御意見の趣旨は、この中に含まれています。
6	計画 P19～20 国際交流・国際協力や多文化共生の推進	戦争が起こらないようにするためには、他国の文化やコンテンツを受け入れ、民間の文化的なつながりを広げ、相互理解を深めることが大切である。	第 2 章第 4 節の基本方針「国際交流・国際協力の推進」「多文化共生意識の高揚」に記載しているとおり、市民主体の国際交流の促進や、学校教育や各種啓発活動等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組むこととしています。こうした取組により、幅広い分野での国際交流・国際協力の推進を図るととも

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
			に、市民と外国人訪問者や外国人市民が互いに文化的な違いを認め合いながら、快適に滞在でき、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めていきたいと考えています。
7	計画 P39～40 健康づくりの推進 と医療提供体制等 の充実 計画 P50～51 生活環境の維持・ 改善	ストレス対策にもなるため、安全に外出できるよう、バリアフリー化を進める必要がある。	第6章第1節第3項の基本方針「福祉のまちづくりの推進」や第5章第2節第1項の基本方針「社会全体で健康を支え守るための環境づくり」に記載しているとおおり、市有建築物や道路等の福祉環境整備などを推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支える地域づくりやメンタルヘルス対策に取り組むこととしています。こうした取組により、高齢者や障害者を始め誰もが活動しやすく、安全で快適に生活できるよう、福祉のまちづくりの推進を図っていきたいと考えています。
8	計画 P44～46 一人一人を大切に する教育の実現	基本方針「個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進」において、「学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など」の記載を「学校施設の老朽化対策や計画的な修理改善、備品の更新、ICT環境の整備など」に変更してはどうか。	第5章第3節第2項の基本方針「個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進」において、「学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など」と記載していますが、御意見のうち、「学校施設の計画的な修理改善」は「学校施設の老朽化対策」に、また、「備品の更新」は「ICT環境の整備など」の「など」にそれぞれ含まれています。今後とも、教育環境の充実に取り組み、広島未来を担う人材を育成していきたいと考えています。

(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にしたりするもの

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
1	構想 P2～5 施策の構想	「世界に輝く平和のまち」や「国際的に開かれた活力あるまち」の文言が意味不明である。世界に輝かなくても、国際的に開かれなくても良いので、足元の生活をより良くしてもらいたい。子どもの医療費や学費を高校卒業まで免除することや、広島高速道路のさまざまな契約等、比治山公園の仕事のない職場（現代美術館等）、公社等の天下り先機関の無駄遣い、高齢者いきいき活動の施策は不要である。将来世代が安心して暮らせるまちづくりを願っている。	施策の構想は、本市の都市像「国際平和文化都市」の実現のため、様々な分野にわたる基本方針を「平和」「国際」「文化」の三つの要素に分類し、総合的・体系的に取りまとめており、「世界に輝く平和のまち」「国際的に開かれた活力あるまち」「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」はそれぞれの要素をより分かりやすく表現したものです。このうち、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」の中には、「保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり」を始め市民生活を向上させるための様々な施策を盛り込んでおり、都市像の実現とともに、御意見にある将来世代が安心して暮らせるまちを目指し、「世界に輝く平和のまち」「国際的に開かれた活力あるまち」の各施策と合わせてバランスよく展開していきたいと考えています。
2	計画 P1～5 計画策定に当たった 課題認識	「外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応」という表題は、外国人訪問者や外国人市民の増加がマイナスであると誤解されてしまう。少子高齢化や人口減少の問題を抱える広島市にとって、外国人訪問者や外国人市民を増加させることは、積極的に取り組むべきテーマであるため、「の増加など」を削除した表題に変更すべきである。	「計画策定に当たった課題認識」に記載しているとおり、外国人訪問者数及び外国人市民の増加傾向は今後も続くものと予想されるため、様々な場面で外国人訪問者はもとより、外国人市民との関わりが増すことも視野に入れつつ、外国人訪問者が快適に滞在でき、外国人市民が安心して暮らせるようにしていくことが課題であると認識しています。このため、表題を「外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応」としています。
3	計画 P8～11 世界に輝く平和の まち	「平和」の定義は、戦争と戦争の間であり、安全保障上の軍隊を持たない我が国には、平和を語る資格はない。したがって、一地方都市の広島市において、「世界に輝く平和のまち」の施策を掲げることは無意味である。	人類史上最初の被爆都市である本市は、核兵器の使用が、人類にとって凄惨な結末につながることを自らの体験を通じて知った被爆者の「こんな思いは他の誰にもさせてはならない。」との思いをもとに、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて全力で取り組んでいく責務があると考えています。また、日本国

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
			<p>憲法第95条による特別法として住民投票を経て制定された「広島平和記念都市建設法」は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、本市を平和記念都市として建設することを目的とし、広島市長は広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならないと定めています。こうしたことから、本市はこれまで核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて様々な施策を展開しており、今後とも、「世界に輝く平和のまち」に掲げる施策に取り組み続けなければならないと考えています。</p>
4	<p>計画 P9～10 「ヒロシマの心」 の共有の推進</p>	<p>基本方針「被爆体験の継承・伝承」において、最新デジタル技術を活用した表現方法により、被爆体験者（語り部）の臨場感あふれる姿や声、表情で平和を訴え続けていけるようにすることを記載するべきである。</p>	<p>第1章第2節の「現状と課題」に記載しているとおり、被爆者の体験や平和への思いを後世へ継承していくことは、被爆の実相を広め、伝えていく上で重要だと考えています。このため、同節の基本方針「被爆体験の継承・伝承」における被爆体験伝承者の養成のほか、国と連携しながら被爆体験ビデオの収集・活用などに取り組むこととしています。御意見については、こうした取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5		<p>「平和のまち」を標榜しているにもかかわらず、旧陸軍被服支廠に対する取組はそれと食い違っている。旧陸軍被服支廠は、広島市がもらい受けてでも残すべきである。</p>	<p>旧陸軍被服支廠については、被爆建物への登録に当たって、県に対し、できる限り保存・継承していただくよう要請した上で、登録してきているところであり、国、県及び本市で設置した「旧陸軍被服支廠の保存・継承にかかる研究会」での議論の中でも、既に保存・継承についての本市の意見を提示しているところです。したがって、今後、県において引き続き議論を深められる際には、所有者である県の意思を尊重した上で、本市としてのこれまでの基本的な方針を踏まえつつ、可能なことに取り組みたいと考えています。</p>
6		<p>旧陸軍被服支廠について、時代の流れで保存は難しいのかもしれないが、もう少し先をみて考える必要がある。</p>	

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
7	計画 P12～29 国際的に開かれた 活力あるまち 計画 P30～54 文化が息づき豊かな 人間性を育むまち	「国際的に開かれた活力あるまち」について、昨今の治安の悪化や外国人犯罪に対して具体的な施策がないまま、国を開けばどうなるかを考えている計画とは思えない。広島市内の案内板等は、多言語で表示されているが、日本語と英語のみで十分ではないか。まずは、市民の安全を最優先に考えるべきである。	第6章第1節第2項の「現状と課題」に記載しているとおり、防犯対策については、市民や企業、行政が協働して積極的な取組を進めてきた結果、本市の刑法犯認知件数は、平成14年(2002年)のピーク時と比較して約4分の1まで減少しており、今後とも、同項の基本方針「犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進」に基づく取組を推進し、御意見にもあるように市民の日常生活の安全・安心の確保を図っていきたいと考えています。なお、我が国における外国人の刑法犯検挙件数は、平成18年から減少に転じ、平成29年に一時的に増加したものの、平成30年は再び減少に転じています。 また、現在、本市には2万人を超える外国人市民が住んでおり、国の外国人労働者受入れの拡大に伴い、外国人市民数は今後とも増加することが予想されます。こうした外国人市民の増加に対応するため、第2章第4節の基本方針「外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進」「多文化共生意識の高揚」に基づく取組を推進し、市民と外国人訪問者や外国人市民が互いに文化的な違いを認め合いながら、快適に滞在でき、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めていきたいと考えています。 なお、本市の観光案内板については、国土交通省が示している「観光活性化標識ガイドライン」に沿って、日本語及び英語による表記を基本とし、主要な観光施設や交通結節点等については、この2言語に、中国語(簡体字)とハングルを加えた4言語で表記しています。
8	計画 P12～29 国際的に開かれた	「国際的に開かれた活力あるまち」の「国際的」とは何を意味しているのか。	「国際的に開かれた活力あるまち」とは、都市機能の充実強化、産業や観光の振興、国際交流・国際協力や多文化共生の推

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
	活力あるまち		進など、都市の活力を創出し、国内外の人々や企業などを呼び込み、様々な交流を生み出すための施策を展開することにより、国内外の多くの人々を引き付ける活力あるまちを目指すことを表現したものです。
9	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進 計画 P32～33 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進	第4章第1節第3項の基本方針「多様な学びのための環境づくり」の中に、「公民館等」とあるが、この「等」の中に図書館は含まれているのか。また、中央図書館は学習機会の提供の場としての拠点であると考えるが、建物が老朽化し、手狭になっており、学習環境として劣悪である。文化都市を標榜するのであれば、早急に中央図書館の建て替えを含めた書庫の拡張、閲覧室の拡張を行うべきである。	「公民館等」の「等」は、図書館も含まれています。中央公園に立地する中央図書館の更新の検討については、第2章第1節第1項の基本方針「楕円形の都心づくりの推進」における旧広島市民球場跡地の活用やサッカースタジアムの建設を含む中央公園とその周辺地域の空間づくりの一環として対応することとしています。なお、書庫等の拡張に関する御意見については、検討に当たっての参考とさせていただきます。
10	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進 計画 P24～28 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実	海の玄関口である広島港エリアが生かされていないことや、広島港エリアを商業施設・タワー・シティホテルなどの誘致により再整備し、魅力ある港町にすることについて記載すべきである。	第2章第1節第1項の基本方針「拠点地区等におけるまちづくりの推進」に記載しているとおり、宇品・出島地区を含む拠点地区については、都市計画制度などを活用し、地区の特性や役割に応じた都市機能の集積を図ることとしています。具体的には、業務・商業等の高次都市機能等を誘導するとともに、県と連携し、国際的な物流・交流拠点としての機能強化に取り組むこととしています。また、第3章第2節の「3 南区」の基本方針「陸と玄関の特色を生かした多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちづくり」に記載しているとおり、広島港の周辺地区については、本市の海の玄関口としての特色を生かし、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちづくりを進めることとしています。
11	計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築	アストラムラインを本通駅から広島港まで延伸すべきである。また、西広島駅から広島駅までを地下で延伸すべきである。	第2章第1節第2項の基本方針「公共交通の充実強化」に記載しているとおり、アストラムラインについては、広域公園前駅から西広島駅までの延伸に取り組むこととしています。なお、

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
12		広島港は広島駅と並ぶ広島の玄関口でありながら、市街中心地エリアへの時間が掛かり過ぎるため、アストラムラインを本通駅から広島港まで延伸してはどうか。	この広域公園前駅から西広島駅までの延伸を平成27年に判断した際、第Ⅱ期事業化区間（西広島駅～白神社前交差点～本通駅）は計画を存続させた上で、広域公園前駅から西広島駅までの延伸後に、本市の財政負担や西風新都の開発状況、デルタ内の交通状況などを踏まえ、改めてその事業化を検討することとし、第Ⅲ期事業化区間（広島駅～白神社前交差点～廣大跡地付近）は計画を廃止することとしました。このため、御意見の本通駅から広島港までの延伸については検討対象となっていませんが、令和2年1月に既存のバス路線を再編することにより、広島駅と広島港を結ぶ新たな路線「広島みなと新線」の運行が開始されたところであり、今後とも、こうした公共交通の更なる充実強化に取り組んでいきたいと考えています。
13		アストラムラインの循環ルートの整備（西広島駅から本通駅までの延伸）について、路面電車は平和記念公園以北、アストラムラインは平和記念公園以南とするといったすみ分けの方向性などを具体的に設定し、着実に進めていただきたい。	
14		アストラムライン沿線について、大塚駅など多くの駅でバスとの連携が不十分であるため、大町駅や中筋駅などのように、今後の開発を踏まえたバスターミナルを整備していただきたい。	第2章第1節第2項の「現状と課題」に記載しているとおり、交通結節点における交通機関相互の連携強化を図ることは重要であると考えています。このため、同項の基本方針「公共交通の充実強化」に記載しているとおり、広島駅、西広島駅における交通結節点整備などの交通機関相互の乗換利便性の向上などに取り組むこととしています。なお、御意見にあるバスターミナルの整備については、アストラムラインの延伸の取組の中で、石内東地区への駅の設置に併せて交通広場を整備する予定としています。
15		路面電車の新宇品線（皆実町と翠町を連結し、的場、比治山東側、翠町、皆実町、本通り及び八丁堀を環状とする路線）を新路線の検討に加えていただきたい。	第2章第1節第2項の基本方針「公共交通の充実強化」に記載しているとおり、路面電車については、駅前大橋ルートや市内中心部を環状で結ぶ循環ルートの整備などに取り組むこととしています。御意見の路面電車の新宇品線については検討対象となっていませんが、令和2年1月に既存のバス路線を再編する

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
			<p>ことにより、デルタ内の主要な施設を循環する都市循環線「まちのわループ」や、広島駅と広島港を結ぶ新たな路線「広島みなと新線」の運行が開始されたところであり、今後とも、こうした公共交通の更なる充実強化に取り組んでいきたいと考えています。</p>
16	<p>計画 P17～18 農林水産業の振興 計画 P23～24 中山間地・島しょ部の魅力あるまちづくりの推進</p>	<p>安佐南区の沼田地区では、農業の後継者がいないことが問題となっているため、活用されていない田や山林等の個人所有地について、幼児から高齢者までスポーツを楽しめる場所や、生産者自らが販売する直売所を設けた農業用施設や市民菜園として活用してはどうか。</p>	<p>荒廃した農地・森林の増加に対応するため、第2章第2節第3項の基本方針「農業の振興」「林業の振興」に記載しているとおり、農業・林業の担い手の育成や経営環境の整備に取り組むとともに、耕作放棄地の再生利用や担い手への農地集積等による農地の有効活用や、健全な森林の育成・保全を図ることとしています。</p> <p>また、中山間地・島しょ部において、人口流出や高齢化に歯止めを掛け、地域の持続可能性を確保するため、第3章第1節第3項の基本方針「地域資源を生かしたまちづくりの推進」に記載しているとおり、地域資源の活用や、一定のエリア設定による総合的な取組を推進することとしています。</p> <p>御意見については、こうした取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
17	<p>計画 P18～19 観光の振興</p>	<p>外国人観光客の6割が欧米豪からの旅行者という構成比は全国でも珍しいが、周辺市町への周遊には至っていないため、「現状と課題」において、「欧米豪からの旅行者の割合が約6割という他都市にはない優位性を活用できていない。」と記載すべきである。</p>	<p>周辺市町への広域周遊の促進は、欧米豪を含む来広外国人観光客全体に共通する課題と認識しており、第2章第3節の基本方針「広域周遊観光の取組の推進」に記載しているとおり、広島広域都市圏の市町と連携して広域周遊観光の取組を推進することとしています。</p>
18		<p>産業の育成には、マーケティングが不可欠であるが、進展の早い観光産業において、広島市の観光動向の調査結果の発表が時期を逸しており、迅速な因果関係の</p>	<p>観光動向に関する各種の統計データは、本市以外にも、例えば観光庁やJNTO（日本政府観光局）等が「宿泊旅行統計調査」や「訪日外客数・出国日本人数」等を毎月又は四半期毎に</p>

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
		<p>分析が必要である。このため、基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取組の推進」において、「観光事業者の育成の基礎となる観光動向の調査や分析を迅速に行い、広く公開する。」と記載すべきである。</p>	<p>公表しており、宿泊客等の動向把握などに活用されています。また、本市の観光概況については、観光関連事業者からのデータが揃い次第、整理して速やかに公表しています。なお、観光事業者の育成に関しては、第2章第3節の基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取組の推進」に記載しているとおり、より一層のおもてなしの向上を図るため、大学や経済界等と連携した観光人材や観光事業者の育成に向けた取組を推進することとしています。</p>
19		<p>インバウンドの推進は、成長分野と位置付けた上で、長期的で幅広い取組が不可欠であるため、基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取組の推進」において、「高い専門性を必要とする一連の外国人観光客の誘致推進については、専門部署又は委託団体を創設し、広く市民・民間からの意見を集約しながら推進していく。」と記載すべきである。</p>	<p>本市や民間企業等が出捐して設立している公益財団法人広島観光コンベンションビューローにおいて、平成31年4月にインバウンドの受入態勢の整備を強化するために、魅力創造部を新設し、ハラル（イスラム法上で食べることが許されている食材や料理）・ベジタリアン等に対応可能な飲食店の増加促進や海外の旅行代理店等との商談等を行う「インバウンド・観光ビジネス総合展」への市内観光事業者等との共同出展など、民間のニーズを取り入れたインバウンドの推進に取り組んでいるところです。御意見については、こうした取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
20		<p>欧米豪からの観光客は日本への滞在日数が長く、広島広域都市圏内だけでなく、他の地域も周遊する可能性が高いため、基本方針「誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進」において、「日本国内での滞在日数が長く、回遊が見込める欧米豪からの観光客に向けた取組を推進する。」と記載すべきである。</p>	<p>現在、本市は、外国人観光客が多いアメリカ、オーストラリア、台湾及び中国のほか、今後増加が見込まれるシンガポールやタイなど11の国や地域の誘客を促進する重点市場として位置付け、県等と連携した誘致活動を展開しており、欧米豪に限定した取組は行っていません。御意見については、今後の誘致活動の展開に当たっての参考とさせていただきます。</p>
21	<p>計画 P18～19 観光の振興</p>	<p>第5章第3節第2項の基本方針「次代を担う青少年の育成」の中で、新たな価値の創造や活力ある地域経済</p>	<p>第5章第3節第2項の基本方針「次世代を担う青少年の育成」や第2章第3節の基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取</p>

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
	計画 P44～46 一人一人を大切に する教育の実現	等を支える人材の育成に取り組むとの記載があるが、観光事業者を育成するためには、観光産業が製造業と並ぶ重要な産業であり、成長分野であることを青少年のときから学んでもらう必要がある。このため、基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取組の推進」において、「観光産業の位置付けを小中高の教育でも盛り込む。」と記載するべきである。	組の推進」に記載しているとおおり、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組むとともに、より一層のおもてなしの向上を図るため、大学や経済界等と連携した観光人材や観光事業者の育成に向けた取組を推進することとしています。御意見については、こうした取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。
22	計画 P18～19 観光の振興 計画 P19～20 国際交流・国際協 力や多文化共生の 推進	広島市を世界の人々が相互理解するための言語である「エスペラント語（異なる民族を結ぶやさしい共通語）」の教育特区とし、「エスペラント語」と「英語」で広島の観光案内ができるようにする。	第2章第4節の基本方針「国際交流・国際協力の推進」「多文化共生意識の高揚」に記載しているとおおり、市民主体の国際交流の促進や、学校教育や各種啓発活動等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組むことにより、幅広い分野での国際交流・国際協力の推進を図るとともに、市民と外国人訪問者や外国人市民が互いに文化的な違いを認め合いながら、快適に滞在でき、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めていきたいと考えています。また、第2章第3節の基本方針「観光客の受入環境向上に向けた取組の推進」に記載しているとおおり、外国人観光客の受入環境やより一層のおもてなしの向上を図るための取組を進めることにより、増加する外国人観光客に対する受入環境を整えていきたいと考えています。
23	計画 P24～28 区における住民を 主体としたまちづ くり活動の充実 計画 P33～34 文化の振興	広島港エリアには、いくつかの音楽施設が立地しており、戦国時代に音楽の交流から始まったといわれる港の歴史的背景を生かした「音楽タウン広島ポートエリア・音楽の交流をめざした港まちづくり」が望まれる。このことを「文化が息づき豊かな人間性を育むまちづくり」の中に何らかの形で記載していただきたい。	第4章第2節第1項の基本方針「文化芸術活動の振興」や第3章第2節の「3 南区」の基本方針「陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり」に記載しているとおおり、音楽のあふれるまちづくりの充実を図るとともに、広島港の周辺地区については、本市の海の玄関としての特色を生かし、多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくりを進

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
			めることとしています。御意見については、こうした取組の推進に当たっての参考とさせていただきます。
24	計画 P30～37 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり	「多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり」について、「多様な市民」のイメージがわからない。	「多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり」とは、性別、年齢、障害の有無、人種などにとらわれず、全ての市民が生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことを表現したものです。
25	計画 P30～54 文化が息づき豊かな人間性を育むまち	「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」について、人間性を育むのは家庭であるため、健全な家庭を守るための方策を具体的に考える必要がある。	第5章第3節第1項の「現状と課題」に記載しているとおり、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、様々な問題が顕在化しており、こうした状況に対応するためには、家庭はもとより、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要だと考えています。このため、同項において、その対応策として、子育て家庭の支援を始め様々な施策を掲げています。
26	計画 P33～34 文化の振興	広島国際アニメーションフェスティバルは多様で優れた文化活動の基盤となり得るとともに、国際的名声、観光、教育、エンターテインメントという、いろいろな分野に良い影響を与えることから、35年をかけて築き上げたレガシー（遺産）を大切にすべきである。	第4章第2節第1項の基本方針「音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興」に記載しているとおり、音楽や映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術などを活用した平和を発信する取組を推進することとしています。広島国際アニメーションフェスティバルは、この取組の中に含まれていますが、これまでの成果を更に広げていくという視点に立って、例えば、映画や漫画、メディアアートも含めたメディア芸術全般を対象とすることも考えられ、本市の強みである「音楽」と「メディア芸術」を柱とした複数のジャンルからなる総合文化芸術イベントとして展開していくことを検討しているところです。
27		広島国際アニメーションフェスティバルを単独のイベントから総合文化芸術イベントにするということであるが、芸術の世界は専門のプロデューサーが必要であり、全てをプロデュースできる人材はいない。芸術とはそれぞれの専門分野の人が育てていくものであり、「国際平和文化都市」を標榜するのであれば、世界に認められた分野を増やしていくべきではないか。	単なるアニメーション事業の枠を超えて、インバウンド促進やコンテンツ産業の創出など、経済の活性化や観光振興にも資す

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
			るものへと見直しを行っていきたいと考えています。御意見については、検討に当たっての参考とさせていただきます。
28	計画 P43～44 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり	市立幼稚園は2年保育であり、3年保育の私立の幼稚園に落選し入園出来なかった子どもが入っているケースが多い。子どもの育成には3年保育が良いと思っており、子どもの育成環境の充実を願っている。	第5章第3節第1項の基本方針「多様で良質な切れ目のない支援」に記載しているとおり、乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本に、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、様々な保育サービスの充実を図ることとしています。こうした取組の充実などにより、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。 なお、市立幼稚園（19園）は、4歳児から5歳児を保育する2年保育（16園）としていますが、3歳児保育については、その可能性を検討するため、3園で実証的に行っているところで、3歳児保育の拡大については、私立幼稚園との兼ね合いなど考慮すべきこともあり、今後とも、こうしたことを踏まえ、検討していきます。
29	計画 P44～46 一人一人を大切に する教育の実現	「現状と課題」の「教員の多忙化」の記載を「教員の多忙化と人手不足」に変更してはどうか。また、基本方針「個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進」の「学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上」の記載を「学校教育を担う教職員の確保及び一人一人の資質や能力の更なる向上」に変更してはどうか。	本市においては、学校教育を担う教職員を確保し、必要となる教職員を各学校に配置できていますが、引き続き、教職員の計画的な採用と資質・能力の向上に取り組んでいきたいと考えています。なお、教員の多忙化については、第5章第3節第2項の基本方針「いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進」に記載しているとおり、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図ることとしています。
30	計画 P47～54 安全で安心して生活でき、豊かな自	「安全で安心して生活ができ、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり」について、安全や安心を人々に保証することはできない。平成30年7月の豪雨災害は記	近年、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化する中、被害を最小化する「減災」の取組を進める必要があると考えています。このため、第6章第1節第1項の基本方針「災害に強い都市構

番号	該当箇所 (頁数は答申資料)	意見要旨	説明等
	然を将来に引き継ぐまちづくり	憶に新しいが、天災を防ぐことは困難であるため、災害後の素早い対応策を考える必要がある。	造の形成」「災害に強い市民活動の推進」に記載しているとおり、防災・減災のための施設整備や、避難情報を市民の避難行動につなげる取組、地域の防災力の向上に向けた取組など、市民と行政が一体となった取組を進めていくこととしています。また、災害応急対策については、同項の基本方針「災害に強い組織体制の整備」「災害に強い市民活動の推進」に記載しているとおり、情報収集・連絡体制や自主防災体制の整備、消防体制の充実などに取り組むこととしています。こうした取組を着実に実施し、迅速に対応していきたいと考えています。
31	計画 P52～53 ゼロエミッション シティ広島の推進	歩きたばこをどうにかできないか。	第6章第2節第2項の基本方針「ごみのないきれいなまちづくりの推進」において、ごみのぽい捨てや不法投棄の防止対策等を推進することを記載しており、この「等」には、御意見にある歩行喫煙など喫煙により他人の身体を害する行為の防止に関する取組も含まれています。この取組の中で、「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」に基づき、市内全域で屋外での歩行喫煙をしないよう、意識啓発等を行っているところです。